

種 ま き 通信No.59

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより
事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2017年7月23日
発行所：小林純子

◆安曇野市議会6月定例会小林じゅん子の一般質問◆

民心・無所属の会 議員活動報告会

Q1. 松枯れに農薬の空中散布は有効か

◎ ~穂高と堀金 2会場で開催~

Q2. M産業の太陽光発電 更なる危険を招くのでは

Q3. 敗訴市民に訴訟費用を請求 方針転換すべきでは

♪ 穂高会場 ♪

7月25日(火) 午後1時30分~
場所：穂高会館 第3会議室

♪ 堀金会場 ♪

7月25日(火) 午後7時~
場所：堀金公民館(堀金支所3階)

お気軽にご参加ください

Q1【小林質問】 これまでの長きにわたる松枯れ対策から、松枯れ防止・根絶に薬剤の空中散布は効果がないのは明らか。市が3年間実施した空中散布の実績分析からも、効果があったとは言い難い。岩洲公園では空中散布しなくても松枯れは広がらない、という見方もある。来年は止めて様子を見てはどうか。

る。この太陽光発電施設の危険性について、市長はどう認識しているか。

【市長】 危険性についてコメントする立場にない。個人的見解は差控える。

【小林質問】 この太陽光発電施設が倒壊し何らかの被害が出た場合、市の責任はどうなるか。

【市長】 私は設置業者に一義的な責任があると捉えている。

【農林部長】 散布区域で枯れた松が2本、比較対照した非散布区域では17本だった。これがすべて松くい虫被害で枯れたものか明確ではないという指摘もあるので、さらに詳細な調査を行い、効果の検証をしていきたい。

【小林質問】 昨年は希少動物が発見され1回目の散布を中止したが、人に対する健康影響をもっと重視しなければいけないのではないか。

【農林部長】 薬剤による悪影響が科学的に証明できない中、予防原則に従い散布を中止することも一つの考え方だが、この3年間の散布実績と調査結果から、今後も安全を確保しながら実施していきたい。

*この一般質問について職員と打ち合わせをした際に、気になることがあった。それは、「福祉サービスなら、うちの課は関係ないですね」という言葉が聞かれたこと。福祉サービスというときに福祉部の仕事だけを想定する、そうした縦割り意識が強いと、制度の谷間で支援の手が届かない人が出てしまうのではないかと。まずは、そこを何とかしないと。

*大変残念な市長答弁。裁判で係争中ということから、自身の率直な発言は控えたと思われるかもしれませんが、裁判になったからには安曇野市(長)の主張を明らかにすることが重要ではないでしょうか。「危険性についてコメントする立場にない」市長が、廃棄物処理の危険性(安全性)を、どう判断して許可を与えてきたのか疑問が残ります。

Q3【小林質問】 本庁舎建設に係る住民訴訟は住民側が敗訴したが、まだ訴訟費用を請求していない。市が勝訴して訴訟費用を請求できる場合は請求する、という方針は撤回されたということか。

【市長】 この訴訟では市の主張が通り、原告住民も控訴しなかった。市は原告の皆さんとも共にまちづくりをしたいとの思いから、訴訟費用の請求をしないことにした。

薬剤の空中散布で松枯れは防げない ~ひとまず岩洲公園の空中散布は中止してみても~

岩洲公園(明科潮沢地域)は、標高800メートルを超える尾根根元にあり、栄養分の少ない砂岩が風化した土地に樹齢を重ねたアカマツが景勝の地をつくり出している。日あたりがよく、やせた土地を好んで生えるアカマツが、長い年月をかけてここに適応した極相林になっている。

空中散布を行った3年間で、松枯れしたものは2本だけということだが、これが空中散布の効果か、標高が高い尾根で成長を極めたアカマツの極相林ということから、もともと松枯れにくい環境だったということか、どちらなのかしっかりと分析してみる必要がある。

を責めるわけにもいかない。フランスが来年からネオニコチノイド農薬を全面禁止するのをはじめ、各国で残留基準を厳しくする方向にあるというのに、日本では残留基準を大幅に緩和していることには、ただただ愕然とするばかりだ。

安全な農薬とされているため、空中散布の効果認められないにもかかわらず、やめるに至らないという現実に気付くべきである。薬剤による悪影響について、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、予防原則にしたがって薬剤散布を止める方向での検討が必要なのだ。

戦後アメリカ軍がもたらした安全だといわれていたDDT(有機塩素系)は、71年に発がん性があると使用禁止になった。次に出てきたのは有機リン系農薬で、これもさらに人体や哺乳類への安全性が高いというネオニコチノイド系農薬に取って代わったが、今やそのネオニコ系農薬も使用禁止にする国が出てきた。要するに、危険性は時を経ることで明らかになるのである。

岩洲公園のアカマツは、自然の摂理の中でしっかりと根づいており、松くい虫に負けずに成長している。その現状と環境を大事にして、農薬の空中散布をここで一度やめてみることを提案する。

Q2【小林質問】 増田建設産業の敷地内に太陽光発電施設の建設が始まった。もともと倒壊の危険性がある防音壁の底盤にソーラーパネルの架台を立てる工事をしており、危険性はさらに増している。

▼空中散布に使用されるネオニコ系農薬の一つ

マツノマダラカミキリから大切な松を守る

エコワン3

根くい虫防除薬

治癒剤・魚海入精

エコワン3は、マツノマダラカミキリから大切な松を守るための薬剤です。根くい虫防除薬として効果的です。

治癒剤・魚海入精は、薬剤の効果を持続させるために使用されます。

使用上の注意：本品は農薬です。取り扱いにはご注意ください。

種まき通信No.59

◆「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

32万6,352円

1枚あたり約714円

選挙ポスター制作にあたり 公費負担の限度額

「安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」という長い名称の条例の一部を改正する条例案が審議されました。この条例改正は公職選挙法施行令の改正に伴って、安曇野市の選挙公営における選挙運動諸費用に関する金額を改める（アップする）というもの。

「選挙公営」とは、資金力のあるなしにかかわらず（おカネが無くて）、立候補し選挙運動の機会を持てるようにする制度で、選挙ポスター代、選挙カーやガソリン代などに、市から一定の補助があります。

ただし、これまでの安曇野市の選挙公営において、各立候補者にとって著しく金額が不足しているという実態はないと思われます。特にポスター製作に関しては、これまで実勢価格よりかなり高い限度額を設定しています。一例として私の場合、前回の選挙でポスター1枚の印刷単価は284円で457枚印刷し公費負担は129,788円でしたので、限度額上限の半分以下でできました。

同じ選挙で限度額上限まで使った候補者は29人中10人でした。この金額の差が、選挙ポスターに現われていたかは、有権者の皆さんの判断にお任せするしかありませんが、今回さらに限度額が上がるとなれば、コスト意識を持たずに印刷業者に丸投げで限度額いっぱい選挙公営を使う候補者が出てこないとも限りません。また、もっと深刻な状況として、ここ10年ぐらいの全国の選挙で、公費負担のポスター代やガソリン代の水増し請求が表面化し、住民監査請求を受けて返還したり、詐欺容疑で書類送検されたりする事例が相次いでいます。

そもそも国の基準自体が過剰なため、コスト意識を失わせたり、水増し請求等の不正を誘発したりすると考えられます。国の基準に

追従するのではなく、安曇野市の選挙の地域性や実勢価格をふまえた市独自の基準で条例改正することが必要と考え、今回の条例改正案には反対しました。



◆「共謀罪(テロ等準備罪)」法案の廃案に関する陳情◆

～賛成9、反対14、退席1で、陳情は不採択に～

賛成討論7人に対し反対討論3人。こうなると賛成多数で陳情は採択されるかと思われるのですが、さにあらず。反対の発言をした議員は3人だけでしたが、採決で反対(起立しなかった)議員は14人もいたのです。「廃案」か「廃止」かの文言にこだわり、陳情の中身にふれた議論を避け、門前払いしようとする保守系議員の存在が反対数につながっている。

犯罪を計画段階から処罰できるようにする「共謀罪」の内容を含む「改正組織的犯罪処罰法」は、委員会の採決を省く「中間報告」という異例の手法によって本会議で採決となり、徹夜の紛糾の末、6月15日午前7時46分、参院本会議で自民・公明・日本維新の会などの賛成多数で可決、成立しました。

このような国会の動きは、市民団体から出された「共謀罪(テロ等準備罪)」の廃案を求める意見書の提出を求めている陳情書が総務委員会で審査されることになっていた日の前日のこと。そのため、「もはや法案でなく法律になったのだから、法案の廃案を求める陳情書は審査するに及ばない、陳情書は取り下げるべき」という意見もあるなかでの議論となりました。

陳情書の審議にあたって、本来の議会の役目としては、陳情の趣旨を汲み取り、血の通った審議をすることにあります。ですから、「これは廃案ではなく、法律の廃止と言うのでなければスジが通らない」というのは、あまりに形式的な対応です。陳情者も「廃案でも廃止でも、陳情の趣旨は全く変わらない」と説明しているのに、「陳情書は取り下げるべき」と迫る議員もいました。

私は、安曇野市議会として、この文言を整理したうえで意見書を提出すれば問題ないと考え、意見書提出(陳情を採択する)ことに賛成しました。
※以下、小林じゅん子の賛成討論です。

「平成28年(行ウ)第17号公金支出金返還請求事件」裁判への誤解 ～D51機関車の移設に反対して損害賠償請求したのではない～

「平成28年(行ウ)第17号公金支出金返還請求事件」という裁判のこと、市民の皆さんはご存知でしょうか。昨年8月に市議会議員を含む5人の市民が、安曇野市に対する住民監査請求をしましたが、それが認められなかったため、司法の判断を仰ぐため住民訴訟の裁判を起こしたのです。(4月14日から長野地方裁判所で裁判が始まっています)

訴えのポイントは、「穂高有明(立足区)の事業者所有地に置かれていた機関車(D51・デコイチ、市所有)を、事業者の事情(太陽光発電施設の建設計画)で移設するにあたり、農地転用が完了していない土地に違法に移設した。このことは、行政の関与無くしてはできないことなので、安曇野市職員と県職員の故意もしくは重大な過失によるもの

政府は、「共謀罪は一般人とは無関係」と説明していますが、これは事実反します。

忘れもしません。今からちょうど10年前、2007年6月のことです。自衛隊内部文書を手入した日本共産党が自衛隊・情報保全隊の活動を国会で採り上げ、「一般市民の活動まで監視している」ことを告発して明るみに出ました。

166ページにも及び自衛隊内部資料の中には、私が所属している反戦・平和の小さな市民団体の名前までもがありました。同時期にイラクで人道支援活動にあっていたNGO関係者の人達も監視対象になっていました。私自身が防衛省から、つまりは国から監視対象となっていたことを知り、驚くとともに強い憤りと恐怖を感じました。この事件について、防衛省側は非を認めるところか、その後「自衛隊情報保全隊」は再編・強化されてきました。

このように、「共謀罪」法の成立以前に、すでに国民監視態勢は完成していたといえるような状態だったのです。かつて、軍内部の規律違反を取り締まる憲兵が、やがて国民を監視し、弾圧する存在となっていたことを、私達は忘れるべきではありません。捜査当局による監視強化は、市民同士による「相互監視社会」を導き出し、物言えぬ『独裁国家』への道を開くものです。共謀罪法が成立した今、まさに廃案を(廃止)を求めて意見書を提出すべきと考え、この陳情に賛成します。

か、あるいは事業者が安曇野市職員らと共謀し、農地法違反を承知で事業者者に便宜を図り違法な移設を行わせたものか」ということにあります。



ところが、「市議が市長を訴えるとはケシカラン」と非難する声もあり、そうした方々の理解では「市民が保存会を作って守ってきた貴重な機関車の移設に、市の予算を使うのは当然のこと。なぜ裁判なのか?」ということになるようです。しかし、それこそが誤解で、市の予算で機関車を移設することそれ自体を、不当、違法だとして損害賠償請求しているのではないのです。そんなわけで、裁判の行方にご注目ください。